

論 説

法 と 貨 幣

— 課題を追う —

Law and Money

徳 永 賢 治

目 次

- 1 はじめに
- 2 貨幣概念と貨幣学説
 - I さまざまな貨幣
 - II 貨幣金属説
 - III 貨幣国定説
 - IV 貨幣商品説
 - V 貨幣社会学説
- 3 貨幣の法的性質
- 4 通貨債務の法律問題
- 5 おわりに

1 は ジ め に

筆者は、ヤップ島の石貨¹⁾に触れて以来、貨幣の法的意義、特に「法律のなかの貨幣」と「貨幣のなかの法」との関係について、関心をもつようになった。この関心は、私のなかでは、安田信之氏のアジア法研究における市場法理と国家法理と共同法理の三枠組²⁾の相互関係をどのように理解

1)拙稿「石貨の眼」(『産業総合研究調査報告書』第6号、第I編、1998年、23~41頁)

2)安田信之『アジアの法と社会』三省堂、1987年。同『ASEAN法』アジア経済研究所、1997年。

するか、にも関係していた。また、それは、千葉正士氏の法文化の操作的道具概念³⁾をどのように理解するか、にも結びついていた。

ところで、「法と貨幣」という言葉を聞くと、「法と経済学」というテーマが直ちに連想される。そこで、ここ約10年間に単行本として出版された日本語による「法と経済学」研究の関連書を調べると、内田貴、塩沢由典、小林公、秋葉弘哉、八代尚宏、松浦好治、森村進、岸田雅雄、林田清明等の研究⁴⁾を数えることができた。しかし、貨幣の法的性質に焦点をあてて論じた本は、日本語のなかには意外なほど少ない。筆者の知る限り、1991年に出版された牧瀬義博氏の『通貨の法律原理』⁵⁾のみであった。

筆者は、今回牧瀬氏の研究に刺激を受けたが、貨幣の基礎法学的研究はどうしてこんなに少ないのだろうか。これは不思議なことである。なぜなら、「売買」、「支払命令」、「貸付金」、「借入金」、「資本（準備金）」、「罰金」、「公金」、「課徴金」、「反則金」、「財政」等の実定法中の法概念は「貨幣」を前提にして始めて成立する概念である上に、筆者が考えるに、法と貨幣との間には密接な関係、また類似点があるからである。

まず貨幣には、額面価値と実質価値があるように、条文にも額面価値と実質価値がある。条文は、成文法（written law）として、一方では六法全書の表面に印刷された文言の通りに法的メッセージが伝達されるが、他方では、条文の文言にも拘らず、条文の額面意味とは異なった理解が、生ける法として現実の社会の一定部分に流通していることは疑いない（例えば、利息制限法第1条、未成年者喫煙禁止法など）。身の回りをみても、条文の名目価値（タテマエ）と条文の流通価値（ホンネ）との間に、かな

3) 千葉氏の法文化の操作的道具概念は、「アイデンティティ法原理によって総合される、公式法・非公式法、固有法・移植法、法規則・法前提それぞれのコンビネーションの全体、ならびに国家内諸法・国家法・世界法の多次元構造およびそれらの文化的特徴」と規定される（千葉正士「法文化の操作的定義」『東海法学』第16号、1996年、18頁）参照。同「法の主体的意義」（『法の理論15』成文堂、1995年、15～38頁）。

4) 内田貴『契約の再生』弘文堂、1990年、塩沢由典『市場の秩序学』筑摩書房、1990年、小林公『合理的選択と契約』弘文堂、1991年、秋葉弘哉『犯罪の経済学』多賀出版、1993年、八代尚宏『結婚の経済学』二見書房、1993年、松浦好治編訳『「法と経済学」の原点』木鐸社、1994年、森村進『財産権の理論』弘文堂、1995年、岸田雅雄『法と経済学』新世社、1996年、林田清明『<法と経済学>の法理論』北大出版会、1996年。

5) 牧瀬義博『通貨の法律原理』信山社、1991年。

りズレがあることは、誰の目にも見易い。

次に貨幣は、発行時に例えば1万円の額面価値があったとしても、急激なインフレがあると5年間で、この1万円は8千円の価値（実質的購買力）しかないということがある。本来貨幣は幾らすり減っても額面価値のまま通用するはずであるが、もはや額面を読みとれないほどすり減った貨幣の場合、額面価値の通りでは市場に流通しないことがある。条文も公布・施行の開始時には文言通り遵守されていたとしても、急激な社会変動また長期にわたる脱法・違法行為の継続があると、前の条文の実効性は減り、極端な場合改正手続を踏む前に実効性が消失し、別の慣行が効力をもち始めることがある。

第3に、貨幣は、国内では通用しても、国外ではそのままの形では通用しないか、通用しても使用が制限されることが多い⁶⁾。条文も、国内では効力を有するが、国外では効力を有しないか、限定的に効力を有することがある。例えば、道路交通法に基づき公安委員会の発行する日本の自動車運転免許証は、イギリス、フランス、ドイツ等ではそのままでは通用せず、国際免許証なら通用するが、他のグアム、サイパン、パラオ等では、日本人短期旅行者の場合、そのまま通用する。貨幣が対内的通用力と対外的通用力の二つの通用力をもつように、条文も対内的効力と対外的効力の二つ

6) 条文の文言は50年前の制定当時のままであっても、現在の社会の下で、条文の法的効力を制定当時のまま維持していると考えることができるかどうか、また考えるべきであるかにつき法解釈学における立法者意思説と法律意思説の論争、法哲学における法の妥当性と実効性の論争、政治学における「過去の人々の意思」による「現在の人々の意思」の拘束と民主主義との関係の論争等を参照のこと。時間的に変化しない法の規範意味を時間的に変化する法の社会的意味から区別し、前者のみを実定法学の対象とみなすケルゼンの純粹法学は法の多元的現実を可能な限り包括的に研究対象とするものではないと初めから自己限定しているので、また自己限定することによって成立する「純粹」法学であるので、それだけ彼の法学の特殊性が逆に反射的に明らかになると言えよう（H. kelsen, 森田寛二訳「法学的方法と社会学的方法の差異について」『ハンス・ケルゼン選集』第5巻、木鐸社、1977年、3-52頁、同、尾吹善人訳『法と國家の一般理論』木鐸社、1991年、265-288頁参照）。なお、ケルゼンとエールリッヒの論争については、竹下賢「法における存在と当為——エールリッヒとケルゼンの論争（一、二完）」（『法学論集』第30巻第2号、1980年、1-40頁、第32巻第1号、1982年、43-90頁）参照。

7) 外国には、その国内にあるにもかかわらず、国内の消費者には一定の商品を販売せず、外国人旅行者には彼（女）の属するまたは所持する國の外貨を使って買い物のできる国際空港内の販売店のある場合（例えば'97年当時のエジプトのカイロ国際空港）がある。

の効力をもつ⁸⁾。

第4に、国際化に伴い、国家間の貨幣評価が異なることを利用した金融取引が増大し、国際為替市場で資産の運用益を増やそうとするグローバルな貨幣が出現している。これと同じように、国家間の裁判制度・租税制度が異なることを利用した多国籍企業の経営戦略としての法戦略（legal tactics）または国家の政治・外交戦略としての人権・知的財産権・環境権等の役割が増大し、一国の裁判所の司法管轄権に関する判決が外国の企業・国家の債権者・債務者に経済的な打撃を与えかねない状況が出現している。開放される国際金融市场の維持（市場法理、例えば国際証券市場）と自国通貨の保護（例えば、中央銀行）という政治的要素（国家法理）が各民族の法思考（共同法理）のなかで調整されねばならないとすれば、法と貨幣の問題は、これから国際平和を実現する上で、避けて通ることのできない問題のうちの一つであろう。

本稿は、このように密接な関係また類似点を多くもつ「法と貨幣」の問題を自分なりに考察するための一つの前作業として、まず貨幣の概念と貨幣学説を検討し（2）、次に貨幣の法的性質（3）、および通貨債務の法律問題（4）の所在を明らかにし、おわりに貨幣や法に対する物神崇拜がどのようにして生じているのかの、貨幣の法文化研究の必要性と今後の課題（5）を述べるものである。本稿は、そのための一つの素描にすぎないことを初めにことわっておく。

8) なお条文の対内効力は、千葉氏が法を「国家内諸法、国家法、〔世界法〕の多次元的構造」に分けて、また安田氏が法を「共同法理と国家法理」に分けて論じているように、国内の全地域において必ずしも同一ではないことがある。特にかつて広範な地域に居住していた人々が、その後の侵入者によって現在の国家の辺境地域に追いやられ、少数派となってしまった場合（例えば、オーストラリアのアボリジニ、ニュージーランドのマオリ、アメリカとカナダのイヌイット、チリのマピュチェ・インディアン、北欧のラップ、アメリカのインディアン、日本とロシアのアイヌ、インドからヨーロッパにかけてのロマニー等、6,000万人を超える人々）、当該国の外務省的立場では少数派の人々の居住地は昔から当該国的一部分であったと主張するものの、法務省的立場では少数派の人々は当該国の法体系の一国民としての構成部分ではない（すなわち多数派と同様な人権保障が少数派の人々には及んでいない）と主張することがあり、このとき国家の主権と辺境地域の住民の間で「法」概念がズレている。「法は主権者の命令である」というオースチンらの近代分析法理学の「法」概念が「法の支配」の名目の下で、多数者による少数者の人権に対する「人の支配」を正当化する機能を果たすのではないか、ということについては別の機会に論じたい。

2 貨幣概念と貨幣学説

I さまざまな貨幣

歴史をみると、貨幣すなわち財やサービスを交換する場合の共通の尺度として選ばれた素材には、牛、羊、貝殻、石、毛皮、べっこう、穀物、オリーブ油、塩、綿、絹、米、たばこ、ビーズなど、さまざまなものがあつた。しかしながら、これらの商品通貨は、通貨としては、運搬性、保存性、品質の等質性、分割性等の点で欠陥があった。やがて鉄、銅、青銅、後に銀や金などの金属を素材とする硬貨（金属通貨）が出現した。

昭和62（1987）年6月1日に公布された「通貨の単位および通貨の発行等に関する法律」（昭和62年法律第42号）⁹⁾の第2条第3項によれば、通貨とは同法に定める貨幣及び日本銀行券をさす。こうして、同年以降、日本における「通貨」の法的概念は同法に規定されることになった。

II 貨幣金属説

金や銀などの貨幣を鋳造する材料に使われた地金の実質価値が、貨幣の本体であると考える説である。金や銀の地金の実質価値が、貨幣の額面価値と一致している貨幣を本位貨幣と呼ぶ（金本位制度、銀本位制度）。明治30（1897）年、日本が金本位制度を採用したときの貨幣法の第2条では、「純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ価格ノ単位ト為シ之ヲ円ト称ス」となっていた（この貨幣法は上述の通貨法の施行に伴い、昭和63年に廃止された。）

これに対し、銅、アルミニウム、ニッケル、スズなどを材料とした小額面の鋳造貨幣であって、地金の実質価値が、その額面価値よりもずっと小さい貨幣（=補助貨幣）も、通貨として社会に流通している。一般に、この補助貨幣と先の本位貨幣を合わせて貨幣と言い、「通貨」は、貨幣だけ

9) 同法第5条第1項は、「貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の六種類」であることを述べ、同条第3項は記念貨幣も貨幣であることを規定している。貨幣は大蔵省の造幣局が製造し、製造済みの貨幣を日本銀行に交付することにより、貨幣の発行を行う。

ではなく、貨幣の代用物すなわち政府紙幣、手形、銀行券、小切手（当座預金）、外国為替などを含んだ広い意味をもつ。

このようにみてみると、金貨、銀貨のみが貨幣であって、その他の補助貨幣や貨幣の代用物が金や銀を含まないことを理由に、貨幣でないとする貨幣金属説は、社会の実際に合わないことがわかる。そればかりか、政府発行の紙幣はそもそも初めから法定通貨であることを前提に作られている以上、貨幣金属説は経済の実態にそぐわない説であると言えよう。

Ⅲ 貨幣国定説（貨幣法定説）

通貨の材料に使われる金属や紙それ自体の価値が貨幣を貨幣として通用させる基礎ではなく、国家法の権威的強制による裏打ちが貨幣を貨幣として通用させる基礎であると考える説である。国家が、法律により、国内での国民相互間の支払いとか、国庫への支払いについて、強制的に通用させている通貨は法貨と呼ばれる。この説は、国家が貨幣であると宣言するものが貨幣であると考えるので、前述の本位貨幣は、国家が強制通用力を与えた法貨とみなされる。「国家が貨幣であると宣言するものが貨幣である」というこの説は、アメリカのリアリズム法学者O.W.ホームズの法予測説（「私が法という言葉で意味するのは、法とは裁判所が實際になすであろうことの予測であって、それ以上のものではない」）¹²⁾を連想させる。

近代法は、政府に、硬貨鑄造権と紙幣発行権の独占を認めている。貨幣国定説は、近代国家が通貨の単位、品位、量目、流通の監視、造幣局の組織、偽造・変造の処罰等に関する法令を整備することから、一見貨幣の本質をうまく説明する説であるように思われる。しかし、日本の歴史をみても、日本は和同開珎以来12回ほど貨幣を鑄造した（皇朝十二錢）が、人々の方はこれを使おうとしなかった例、また平安末期から唐錢が、鎌倉時代には宋錢が、室町時代には明錢が、国家法による強制がないにも拘らず導入され、国内で流通した例をみても分かるように、国家が貨幣の流通を法

10) O.W.Holmes, "The Path of the Law" in Harvard Law Review, vol.10, 1897, p. 460

的に強制することはできず、また一国の領土内に政府の発行する通貨と異なる通貨が人々の間で大量に流通することがあるのである。

外国の例、例えば南北戦争時南部連合国が発行した貨幣は南部では貨幣として通用したこと、最近ではマルク、フラン、リラ等のほかにEUにおける共通通貨「ユーロ」¹¹⁾ が出現したことをみても、貨幣に貨幣としての生命を付与するのは国家または国家法だけではないことは明らかである。第二次大戦後米軍占領下にあった初期の沖縄における軍票のB円への切り替え、また、1958年9月の高等弁務官布告第14号¹²⁾に基づくB円からアメリカドルへの法貨の切り替えをみても、貨幣固定説は実態に合わない説と言えよう。

IV 貨幣商品説

通貨は、外国為替市場においては、商品として扱われる。通貨は外国の通貨との関係においては、売ったり買ったり交換されたりする。その限りにおいて、通貨は「測られるもの (measured)」であって、「測るもの (measure)」ではない。貨幣が、商品としての性質をもつことを否定することはできない。

物々交換が盛んになるある段階で、一定の商品（交換価値の尺度となる

11) EUという国際機構の内部法は、国際法なのか、国家法なのか、それとも第三の法規範なのかという問題に加えて、EU加盟国は、EU内の資本移動に国家的制限を設けてはならないこと、また、各国通貨間の為替レートの変動は国家の問題とみなすべきないことという二つのEU法下での義務が、伝統的な国家中心主義的通貨主権に基づく通貨政策にどのような法的インパクトを与えるかを論じるものとして、R. Knieper, "The Sovereignty of Money : Legal Problems of European Monetary Integration" in International Journal of the Sociology of Law, vol. 19, 1991, pp.121-148がある。

12) 1958年9月15日付の高等弁務官布令第14号「通貨」の第1条によれば、「1958年9月16日午前零時1分から、米国において通貨として流通することを認められている米国すべての硬貨及び貨幣からなる米国ドルを琉球列島における法定通貨とする。1958年9月20日24時から米国ドルをもつて琉球列島における唯一の法貨とする。1958年9月20日24時から公のものたると私のものたるとに拘らず担保の有無に拘らず又書面によると口頭によるとに拘らず生じた時期の如何に拘らず、すべての債務すべての税金、関税、刑罰、罰金、判決並びに種類の如何に拘らずすべての金銭的義務は、米国ドル又はその端数（仙）で支払い且つ清算するものとする。」とされた。同第2条は、「B円で表示されたすべての債務、税金、関税、罰金、判決及び金銭的義務は120B円対1ドルの比率で米国ドルに換算する……」と規定していた。

特定の商品）が一番多く交換に用いられ、それ以外の商品は次第にこの商品と間接的に交換されるようになる。通貨が出現すると、以後、自分の生産した商品を他人の生産した商品と直接物々交換する必要がなくなる。なぜなら自分の生産した商品を一度通貨と交換しておけば（商品を売ること）、その後自分の欲しい商品を欲しいと思う時に、この通貨と交換すること（商品を買うこと）ができるようになるからである。通貨の出現により、例えば働いて賃金を得て、そのお金で消費財やサービスを購入する（W-G-W'）ことができ、交換は売買となった。

しかしながら、通貨の本質が商品であるとすると、「売買」の法的概念¹³⁾を説明することができない。なぜなら、売買は、売主が財産権を買主に移転することを約束し、買主が売主にその代金を払うことを約束する有償・双務・諾成の契約である以上、もし通貨が商品であるとすると、買主の代金支払い義務は商品たる通貨の引渡し義務となり、これは商品と商品の物々交換（W-W'）にほかならないからである¹⁴⁾。

V 貨幣社会学説

権利上のまた事実上の主権国家の意思が一定の財貨を通貨として定めたとしても、社会の意思がそれを通貨として承認し、市場において債務の決済に使用しない限り、通貨は通貨としての生命を付与されることはないと考える説である。換言すれば、社会が特定の通貨を信用して現実の金銭債務の支払いに使うか否かが、その通貨をその社会の法貨にする少なくとも必要条件であると考える説である（「社会あるところ法あり」）。

歴史的にみても、ヤップのように近代国家が出現する以前に、石貨がヤップ本島内では貨幣として通用していたという事例がある。貨幣に貨幣としての生命を付与するのは国家法だけではないと考えるこの立場によれば、国境を越えるサイバー空間上で、債務者の銀行口座から債権者の銀行口座

13) 民法第555条は、「売買ハ当事者ノ一方カ或財産権ヲ相手方ニ移転スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其代金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」ることを規定している。

14) 牧瀬、1991、12頁。

に預金が、債務の決済として移転される場合、その預金は貨幣すなわち預金通貨と考えられる。インターネット上での迅速で広範な口座振替業務の電子化は、預金通貨を基礎にしたネット利用者が処分しうる信用を創造し、その範囲内においていわば信用通貨を流通させていると言えよう¹⁵⁾。

以上の考察から、貨幣が何であるか（What is the Money?）を説明する学説には諸説あるものの、どの説も単独では貨幣の全体、貨幣の諸機能を充分には説明できないことが分かる。そこで次に、少し角度を変えて、一定の機能を果たすものが貨幣であるとみなし、このような貨幣の法的性質を解明することにしよう。

3 貨幣の法的性質

貨幣の基本的機能については、多くの論者がおおよそ次の三つを指摘している¹⁶⁾。貨幣とは、①決済ないし支払いの手段（means of payment）、②価値尺度（measure of value）または観念上の価値の計算単位（unit of account）、③価値蓄蔵（store of value）の手段、という機能を果たすものである。

決済は債務の支払いにあてられ、債務は（債務不履行、不法行為による損害賠償を含めて）原則として金銭債務を前提とするから、決済に使用される貨幣は、債務の支払手段としての貨幣と、交換手段としての貨幣により事前に評価・決定されているはずである。支払手段としての貨幣は、①商品の売買に伴う支払い（例えば、賃金、財の購入後に支払うもの）、②

15) 電子マネーの詳しい法的検討については、森田宏樹「電子マネーの法的構成(1)～(5)」(NBL, 616号, 6-12頁, 617号, 23-30頁, 619号, 30-37頁, 622号, 33-39頁, 626号, 48-56頁)がある。残念なことにこの論文は5回分まで連載されたあと、現在(1999年2月)に至るまで未完である。

16) 吉沢英成「貨幣」(『世界大百科事典』第5巻, 平凡社, 1988年, 588頁), 貝塚啓明「貨幣」(『ブリタニカ国際大百科事典』第2版改訂版, 第4巻, TBSブリタニカ, 1991年, 488頁), 新庄博「貨幣」(『世界大百科事典』第6巻, 平凡社, 1981年, 213頁), K. ポランニー著玉野井芳郎, 栗本慎一郎訳『人間の経済I』岩波書店, 1980年, 198-206頁), 小藤康夫「貨幣の機能」(『体系経済学辞典』第6版 東洋経済新報社, 1984年, 604-5頁), 永谷敬三「貨幣」(『経済学大辞典』I 東洋経済新報社, 1990年, 788頁)。

金融に伴う支払い（例えば、郵便局、銀行などの預金、借金）、⑤財政に伴う支払い（例えば、税金、補助金）に区分することができる。

貨幣、少なくとも近代国家の下における貨幣は、すべての商品の価格を観念上の基本単位の倍数により表示するので、その商品相互間の交換比率も数字で計算することができる。国家法や社会の慣習は、観念的な計算単位としての貨幣を、個別的な財貨としての貨幣に一定の仕方で対応させてるので、貨幣は人工的に分割することも累積することもできるのである。

貨幣は、このように諸商品価値の評価の尺度として働くことにより、財やサービスの交換を可能にし、この交換・支払いを通してさまざまな人間関係、そして債権一債務の法律関係を創り出すだけではない。貨幣の蓄蔵機能が重視され生産財や消費財の蓄蔵が追求される場合には、貨幣蓄蔵の有無・多寡に起因する富者と貧者から成る経済社会が出現する。貨幣の価値蓄蔵機能の過度の追求は、商品の使用価値を貨幣を用いて「購入」することで完結するW-G-W'の消費者形式を、貨幣の交換価値の蓄蔵（増殖）を目的とするG-W-G'の商人資本形式¹⁷⁾に容易に転化させることになる。

貨幣の法は、国家または中央銀行と通貨との関わりを規制する公法・組織法であり、同時に、決済手段として契約・不法行為などの私法関係を規制する私法・行為法でもあるという二重の性質をもつ。しかも、通貨の素材は、金属、紙片、プラスチック、デジタル・データ（e-cash）でありうるが、それぞれ額面価値と実質価値をもっている。これらの複合的性質をもつ通貨の法概念に共通する要素について、牧瀬は「通貨は、通貨単位と通貨手段という二つの要素から構成される」（牧瀬、1991年、39頁）と述べている¹⁸⁾。彼は、円、ドル、ポンドなどの通貨単位の法律上の概念は、

17) G-G'の利子付き貸し付けによる資本形成も、「一定期間の利子付き債権」という商品（W）がGとG'との間に介在していると考えると、G-G'はG-W-G'に還元可能となる。

18) 「決済」とは〔買主から売主へ〕支払単位を移転することであるとする森田（注15）は、この移転を法的に可能にするためには、通貨媒体と通貨手段に加えて、これら二つの一定の組み合わせ方法による決済の実現が不可欠であると考えている。しかし、牧瀬の「通貨単位」が、森田の「通貨媒体」に該当するかどうかは不明である。

それが通貨の名称であるばかりでなく、価値の単位としてそれ自身が額面価値ばかりか実質価値をもつ点に特色があると考える。

法的意味における貨幣について、マンは、「法律の管轄下で発行され、且つ、計算単位を表示するものとして呼ばれ、発行した国家における普遍的交換手段として役立つことをもくろまれたすべての動産」¹⁹⁾ がそれであるとする。この貨幣の法的定義のなかには、先述の貨幣の①と②の機能が含まれているが、③の機能は表面には出でていない。マンによる貨幣の法的定義においては、貨幣は動産と考えられているので、貨幣金属説には適合するものの、国境を越えたグローバル貨幣（数字情報としての電子マネー）についてもこの定義で充分貨幣の法的性質を説明できるかどうか、それは検討の余地がある。

4 通貨債務の法律問題

従来、「法と貨幣」の下で主として論じられて来たのは、急激なインフレやデフレになった場合、債務の履行は、契約締結時の通貨の流通価値（市場価格）によるべきか、それとも額面価値（国家法の定めた、硬貨や紙幣に刻印・印刷した表示価格）によるべきか、という問題であった。例えば、1億円の金銭消費貸借の、3倍のインフレを経験した5年後の返還債務は、1億円プラス利子分なのか、それともそれを越えた3億円プラス利子分なのか、という問題(1)である。もし5年前の額面価格だとすると、債権者の受領する価値は、貸した額に比べて現時点では過少評価されることになる（債権者が貨幣価値下落による損失を負担することになる）。この場合、事情変更の原則を適用すべきか、増額評価法を持ち出すべきか。(1)の問題に関連して、インフレやデフレによる不公平を法的に解消できない場合、このような状況下に置かれる契約当事者にとってどのような貨幣制度を再建するのか法的に最も公平に適うのか、という問題(2)もある。

19) Mann, 1992, p.8

(1)の問題については、金銭債務は、①貨幣の額面価値に従って、②金属価値に従って、③市場の流通価値に従って、履行されるべきであるという解答が考えられる。①については、その欠陥を排除し貨幣価値を担保するために、あらかじめ②のように金貨や銀貨の価値に相当する金額により債務額を決める金（または銀）約款を締結しておくか、③のように物価指数との関係において債務額を決定する指数約款を締結することが考えられる。

(2)の問題については、額面価値と市場価値の一致が可能な限り保証される貨幣制度がよい貨幣制度であろう²⁰⁾から、金本位制あるいは金・銀複本位制などの案も考えられよう。

これまで見て来たように、貨幣は、価値の尺度であり、財やサービスの売買を可能ならしめる交換手段を提供するが、他方で（円、ドル、ポンド、 Francなどの）貨幣単位自身が一つの法的、経済的価値をもっており、この価値は通時的にも共時的にも絶えず変化している。一部の機関投資家は、この均質でない時間的、空間的に刻々変化する貨幣価値のスキ間をぬって、極度に効率的な利ざや稼ぎ（投機）をめざしている。機関投資家でなくとも、企業による高額のプラント輸出のような国際取引、また国による外国国債の大量購入等の場合、外国通貨債権・債務が生じるので、自国や相手国における為替管理規制の変更は、結果として、契約当事者・国の財産権また経済状態に大きな影響を及ぼすことになる。

通貨主権を有する各国家（第一次的には中央銀行、第二次的には大蔵省）は、自国通貨の安定と通貨の保護という国内法上の義務を負っている。ところがこの国内法上の義務（国家法理）が、開放された国際為替市場の維持という国際法上の義務（市場法理）と衝突する場合がある。この衝突を調整する義務は、国際法上の義務なのか、それとも法的義務ではない政治

20) IMF加盟国（1996年の時点で182ヶ国）は、それぞれの通貨の安定を維持する義務を負っている。そのために、加盟国は、基金拠出額を割り当てられ、その払込みは、25%を金をもって払い込み、残りを自国通貨で払い込まなければならない。加盟国通貨の平価は、共通価値尺度としての金またはアメリカドルをもって表示され、この平価の変更は厳しい制限を受けることになっている。加盟国は、自国通貨の安定のために、割り当てられた特別引出権（SDR）を行使して、基金からお金を借りることができる。

的義務、道徳的義務であるのか。その調整義務を負う法主体は誰であるのか。こう考えると、外国通貨債務の法律問題は、市場や国家に対して共同体（また民族）という法主体が、どのようにして自己の伝統的価値（共同法理）を生かしながら、国家法理と市場法理を調整するのか、という貨幣の法文化の問題に行く着くことになる。

5 おわりに

機関投資家は、例えば1万円で何ドル手に入れられるかまたは1万ドルで何円手に入れられるかに、つまり円とドルはどのような比率で交換されるのかという通貨為替レート（currency exchange rates）に敏感に反応する。他方、経済学者は、例えば日本で乗用車一台買うには何円必要かそしてアメリカで同じ乗用車を買うには何ドル必要かを、つまり日本とアメリカにおける、同一商品を購入するのに要する貨幣の購買力の比率（purchasing power parity rates）を気にする。各国の間で、両者の比率が必ずしも一致していないという現実（賃金、利子率などをめぐる内外価格差）から、国際的金融ビジネス（例えば、国際的金融資産運用会社としてのヘッジファンド）が生まれ、一部の多国籍企業、一部の機関投資家、一部の先進国は大きい利益を手にすることができます。

このような貨幣の運用方法を支える法的枠組と専門家の法思考は、彼ら（女）らが所属する社会の文化に拘束されている。彼らは、最小の最適な投資で安全確実に最大の利益を上げることをめざす金融工学的視点から、法的権利（例えば、人権、知的所有権、環境権、株主権など）、法制度、裁判所（管轄権）をいつ、どこで、どのように動員するかを合理的に決定する。彼らは、相手企業、相手国を一つの法律市場（legal market）とみなし、「紛争あるところ法ビジネスのチャンスあり」とばかりに、国際紛争の法的処理に立ち向かう。

近代市民社会は、経済的利益の最大化若しくは最適化行動を常にとる経済人（homo economics）から成り、この経済的市民社会を研究対象とし

た古典経済学及びその重商主義的貨幣論は、伝統的法学における貨幣国定説、すなわち国家法中心主義的貨幣論に影響を残している²¹⁾。

千葉氏によれば、近代法は、国家法体系の完全な自足性を前提としてその例外なき適用を現実化するために、①整備された法体系、②逸脱吸収装置（一般条項、擬制、衡平等による、一見法の逸脱と見える事象も法の規制下に包含する装置〔法の不知は許さず〕）、③逸脱拒否装置（法と事実の区別、政教分離、法と道徳の区別などの法原則により、国家法の介入が国家に却ってマイナスであるような分野を、初めから法外の世界に追放しておく装置〔法は家庭に入らず、自然債務、正当防衛、緊急避難など〕）を準備している²²⁾。

とすれば、このような近代法体系を経済的に支持する通貨体系も、同様に、①' 中央銀行を中心とする整備された通貨体系、②' 逸脱吸収装置（脱法また非合法活動より生ずる利益を、課税対象とみなし、税金として国庫に収納する装置）²³⁾、③' 逸脱拒否装置（貨幣と、政治、宗教、軍事等の区別により、政治献金、お布施、工作資金等については、初めから法的統制の及ばない貨幣にしておく装置）²⁴⁾ を準備していると言えよう。

現在、地球上には約190近くの主権国家または幾つかの国家群（経済圏）があり、そのなかには、資本主義法体系、イスラム法体系、漢字法体系、

21) 法律サービスの自由化、日本における外国人法律事務所の活動の自由化を求める国外からの声は次第に高まっている。金融ビッグバンのあとには、法律弁護士のビッグバンが到来するのではないか、と予想する人もいる（長谷川俊明『日米法務摩擦』中央公論社、1993年）

22) 千葉正士、前掲注(3)の「法の主体的意義」の19-20頁を参考にした。

23) この装置を御（五）法破りの六法者とも呼ばれる犯罪者の側からみると、麻薬・覚せい剤他の薬物及び銃器等の禁制品の密売買、売春、賭博、偽造カードその他の非合法活動から生じるマネーをどのようにして洗浄して合法的金銭に変えて送金するか（マネー・ローダリング）の問題、また不法滞在外国人の本国への送金手法（資金洗浄ビジネス）の問題は、国家の逸脱吸収装置の形を変えた応用であると言えるかもしれない（冷房の反対は暖房であるが、世の中には、一台で冷暖房を兼ねる機能をもつ機械装置もある）。参照BCCI事件。

24) 地下経済については、斎藤精一郎『アングラ・マネー』講談社、1982年、名東孝二・長谷川慶太郎編『地下経済の生態』東洋経済新報社、1982年、日経ビジネス編『地下経済の研究』日本経済新聞社、1982年。名東孝二編『地下経済は増殖する』ダイヤモンド社、1983年、ダンボーリー、斎藤精一郎訳『地下経済』TBSブリタニカ、1983年などがある。

ヒンドゥー法体系、アジア太平洋海域法体系などが存在する。資本主義法体系、イスラム法体系を始め、各法体系は自己のもつ法のイメージに合わせて、逸脱吸収装置または逸脱拒否装置を働かせながら、自分に適合する他の法体系を再編成する。この場合、各法体系は、互いにどのように貨幣の法的メッセージを他の法体系に伝達するのだろうか。この伝達過程において、貨幣の法的意味がどのように変容し、解体し、再構築されるのか。その伝達は、相手に誤解されることなく、また各種イデオロギーの雑音に邪魔されることなく、本来の意味で首尾よく伝わっているのだろうか。

インターネットを通しての貨幣に関する法的コミュニケーションは、貨幣社会学説が説くように、各法体系における新しい電子マネーの承認につながるのだろうか。筆者は、以前多元的法体制論の法哲学的意義を論じたことがある²⁵⁾が、貨幣についても同様に多元的通貨体制論が成立するのではないかと考える。それを展開するのは今後の課題の一つであるが、まさに、各法体系における貨幣の法文化²⁶⁾が問われなければならないことは疑いない。

【参照文献】

- 安間 伸 1996年。『やさしいマネー経済のしくみ』東洋経済新報社
 千葉 正士 1986年。『要説・世界の法思想』日本評論社
 ————— 1991年。『法文化のフロンティア』成文堂
 ————— 1994年。『アジア法の環境』成文堂
 ドッド、ナイジェル 1998年。『貨幣の社会学』(二階堂達郎訳), 青土社, 原書1994年。
 岸田 雅雄 1996年。『法と経済学』新世社
 牧瀬 義博 1991年。『通貨の法律原理』信山社
 本山 美彦 1986年。『貨幣と世界システム』三嶺書房
 名東 孝二 1987年。『世界の地下経済』同文館
 小町谷操三 1947年。『貨幣価値の変動と契約』有斐閣
 ポウイス, R. E. 1993年。『不正資金洗浄上、下』, 名東孝二監, 西村書店

25) 拙稿「現代法哲学における legal pluralism の意義」(『沖縄法学』第24号, 1995年, 1—32頁)。

26) イスラムの「貨幣」については, Chapra, M. Umer, Towards a Just Monetary System, The Islamic Foundation, 1985参照。

沖縄法政研究 創刊号（1999）

- 佐伯 啓思 1987年。『時間の身振り学』筑摩書房
安田 信之 1987年。『アジアの法と社会』三省堂
—— 1987年。『ASEAN 法』アジア経済研究所
吉沢 英成 1981年。『貨幣と象徴』日本経済新聞社
吉野 俊彦 1955年。『通貨の知識（改定版）』日本経済新聞社
Mann, F. A., 1992. The Legal Aspect of Money, 5.th ed Clarendon Press
Olivecrona, Karl, 1957. The Problem of the Monetary Unit, Almqvist & Wilksell